

(手続きに関する料金の支払義務)
第26条 契約者は、約款に規定する手続きの請求を行い町がこれを承諾したときは、手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、町は、その料金を返還します。
(工事に関する費用の支払い義務)
第27条 契約者は、約款に規定する工事の請求を行い町がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、その料金を返還します。
2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、町が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担する費用の額は、別に算定した額とします。

第3節 割増金及び延滞利息

(割増金)
第28条 契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額を割増金として、町が別に定める方法により支払っていただきます。
(延滞利息)
第29条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として、町が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。

第8章 保守

(町の維持責任)
第30条 町は、町の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。
(契約者の維持責任)
第31条 契約者は、自営端末設備又は、自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。
(設備の修理又は復旧)
第32条 町は、町の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、町が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。
(契約者の切分け責任)
第33条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備(町が別に定めるところにより町と保守契約を締結している自営端末設備又は、自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。)が町の電気通信回線設備に接続されている場合において、町が設置した電気通信設備が正常に稼動しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、町に町の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。
2 前項の確認に際して、契約者から請求があった場合には、町が別に定めるインターネット接続サービス取扱所又は町が指定する者が町が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
3 町は、前項の試験により町の電気通信回線設備その他町の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により当町の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額を負担していただきます。

第9章 損害賠償

(責任の制限)
第34条 町は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、町の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを町が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
2 前項の場合において、町は、インターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを町が認知した時刻以後その状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するインターネット接続サービスの利用料等の料金額(料金表の規定によりその利用の都度発生する利用料については、インターネット接続サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月(1の暦月の起算日(町が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の前6料金月の1日あたりの平均利用料(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、町が別に定める方法により算出した額)により算出します。)
3 町の故意又は重大な過失によりインターネット接続サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。
(免責)
第35条 町は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条(責任の制限)の規定によるほかは、何らの責任も負いません。
2 町は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが町の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
3 町は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、事業法の規定に基づき町が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、町は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第10章 雑則

(承諾の限界)
第36条 町は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等町の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
(利用に係る契約者の義務)
第37条 町は、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。
2 契約者は、町又は町の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
3 契約者は、町が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
4 契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。
5 契約者は、町が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、町が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、不可部品等を取り付けないこととします。
6 契約者は、町が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意を持って保管することとします。
7 契約者は、前4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、町が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
(相互接続事業者のインターネット接続サービス)
第38条 契約者は、町の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、町が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。
2 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、町の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。
(技術的事項及び技術資料の閲覧)
第39条 町は、町が別に定めるインターネット接続サービス取扱所において、インターネット接続サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者がインターネット接続サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。
(営業区域)
第40条 営業区域は、町が別に定めるところによります。
(閲覧)
第41条 この約款において、町が別に定めることとしている事項については、町は閲覧に供します。

注1 第4条に規定する用語の「種類」、「種別」及び「品目」については事業者の選択により該当するものを適用するものとする。
注2 以下の各条については、事業者の選択により適用しないことができる。
第6条、第12条、第21条第2項
注3 該当する条項等を選択して適用するに当たっては、条項等の番号は一連番号とすること。

インターネット接続サービス

契約約款

西会津町ケーブルテレビ